平成２３年（フ）第２３１６号
大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　竹内　義勝
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７号
熊本県八代市迎町１丁目16号13番地　105
債務者　瀧川たみ子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第５１７号
横浜市磯子区田中２丁目４番24号　シャルマンソウテ101号
債務者　白井　正人
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９１号
神奈川県藤沢市湘南台７丁目36番地の５　サンフラワー湘南102号室
債務者　日置　光秀
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１４号
東京都町田市金森296番地19
債務者　松本　直子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９００号
神奈川県藤沢市石川１丁目23番地の13
債務者　齋藤　るみ
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７６号
静岡市清水区吉川222番地の２
債務者　井上　龍介
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８号
岡山市北区東古松３丁目１番３号　エバーグリーン東古松402号
債務者　郡　とも子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２３号
岡山市北区富田411番地２　マンション貴306
債務者　牛田　賢二
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７号
熊本県菊池市西寺1642番地４
債務者　櫨川　真紀
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
大分県宇佐市大字川部1575番地
債務者　村井　尚美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月25日午前10時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７号
大分県中津市大字宮夫239番地１　アドバンスⅡ507
債務者　山﨑　美広
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月25日午後４時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０２号
東京都調布市深大寺東町４丁目15番地21
債務者　出野久美子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５０７号
東京都八王子市富士見町33番６号
債務者　爲延　千穂
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１３号
愛知県刈谷市寿町４丁目606番地　ユーゲントハイム201号
債務者　寺田　英明
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時55分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７６号
東京都西東京市富士町６丁目５番７号菊花荘105号
債務者　葛西　攻二
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部